　　　　　　　　　　　　　　消防計画

年　　月　　日作成

**１　目　的**

　　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

**２　適用範囲**

⑴　管理権原の及ぶ範囲は、　　　　　　　　　　　　　　部分とする。

⑵　この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火管理者およびその他勤務する全ての者とする。

**３　管理権原者**

　　管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

**４　防火管理者**

防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持つ。

**５　自衛消防の組織及び活動等**

　　火災、地震、その他の災害等が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防の組織を設置する。火災等の災害が発生した場合は、災害種別・被害区分ごとに定めた自衛消防の組織の任務分担等に基づき行動する。（別紙１）

**６　自主検査**

　　防火管理者は、建築物、火気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査チェック表（別紙２）と消防用設備等自主点検チェック表（別紙３）を別に作成し、その表に基づき定期的に検査を実施し、その結果を記録、保存する。

**７　消防用設備等の点検・整備**

　　防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を実施し、その結果を防火管理維持台帳に記録、保存するとともに（１年・３年）に１回消防署長に報告する。なお、点検は毎年　　　　月と　　　　月に行う。

**８　避難施設等の維持管理及びその案内**

　　火災予防及び避難施設等の維持管理のため、次の事項を遵守する。

⑴　火気設備等は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲

は常に整理整頓する。

⑵　喫煙は、指定された場所で行う。

⑶　廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かない。

⑷　非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理する。

⑸　定められた場所以外で火気を使用しない。

⑹　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

⑺　内装や構造等の変更工事を行う場合は、消防法違反が発生しないかを確認したうえで行う。

⑻　工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者等の指示を受ける。

**９　収容人員の適正化**

　　防火管理者等は、常に収容人員を把握するとともに、適正化を図り、安全管理に努める。

**10　防火管理上必要な教育**

　　防火管理者等は、従業員等に対し、定期に次に示す事項の教育を実施する。

⑴　消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について

⑵　火災予防上の遵守事項について

⑶　発災時の周知要領及び避難誘導要領について

⑷　消防用設備等の機能及び取扱要領について

**11　消防訓練**

　　防火管理者等は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため消火、通報、避難誘導等の訓練を　定期的（　　）月に・年２回以上（　　）月と（　　）月に　実施する。

　　なお、特定防火対象物は、消防訓練を実施する場合は、事前に訓練通報書（別記様式）を消防機関へ届出をする。

**12 消防機関との連絡等**

防火管理業務について、消防機関に連絡等する必要のあることは次のとおりとする。

⑴　防火管理者の選任、解任の届出

⑵　消防計画の作成、変更届出

⑶　消防用設備等の点検結果報告

⑷　その他法令で定める必要な届出

⑸　建物の使用用途や構造を変更する場合（部分的な変更も含む）の事前相談

**13　その他**

⑴　本計画に定めるもののほか、適宜、防火管理者等は、管理権原者の指示のもと防火管理に関して必要な事項を行い、必要となる書類(避難経路図など)を編冊する。

⑵　次の□にチェックしたものについては、それぞれのとおりとする。

□　防火管理上必要な業務の一部委託の方法は、消防法施行規則第３条第２項の規

定に基づき、別添１のとおりとする。

□　消防法第８条の２の２（防火対象物の点検及び報告）に該当する場合は、資格のある者に点検をさせ、その結果を1年に1回、消防機関に報告する。また、消防に関する書類（別添２）を防火管理維持台帳として編冊し保存する。